人事異動

内閣法制局

（最高検察庁検事兼第一部長）
検事兼内閣法制局参事官　横畠　裕介
内閣法制次長に昇任させる
（第二部長）内閣法制局参事官　近藤　正春
第一部長に配置換する
（第四部長）同　林　徹
第二部長に配置換する
（総務主幹）内閣法制局事務官　松永　邦男
内閣法制局参事官（第四部長）に昇任させる
第一部憲法資料調査室長事務取扱を免ずる
総務事務官　北川　哲也
内閣法制局事務官（総務主幹）に昇任させる
第一部憲法資料調査室長事務取扱を命ずる（以上十二月二十七日）

法務省

（最高検察庁検事）検事　城　祐一郎
東京高等検察庁検事に配置換する（十二月九日）
秋葉　肇　安藤　翔
上原　幹男　江﨑　佳孝
大西　杏理　緒方　茉利
小川　恵二　小高　未来
春日　恒史　片岡　純
川崎麻由子　北野　達也
古関由香里　小林佐和子
小嶋　陽介　寒江　健太
小林　秀親　佐藤　かよ
坂田　祐子　坂哉　萌
佐藤しずほ　鈴木　璃舞
高井　義晃　高橋　佐予
武井　俊介　田中　隆士
竹内佳奈子　辻　晃良
田中　千尋　寺田　泰成
玉木一巌　寺田　佳澄
辻　優也　直江　泰隆
富岡　潤　長廻　雄哉
中島　賢一　中原　隆雅
中山　健一　西村　翔太
濱　雄治　橋詰　悠佑
藤岡　亮介　堀井　太
前川　祐樹　松尾　直樹
圓山　貴久　丸林　絵梨
山内真理子　水野　晶子
山口　崇　宮﨑　絢子
山中　純子　山崎　純
山本　洋季　山本　洋平
吉川　卓也　和田　尚子
渡邉　友　渡邊　徳昭
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（十二月十五日）
（宇都宮地方検察庁検事正）検事　谷川　恒太
最高検察庁検事に配置換する
（福岡高等検察庁次席検事兼法務総合研究所福岡支所長）同　渡邊　徳昭
宇都宮地方検察庁検事正に配置換する
法務総合研究所福岡支所長の併任を解除する
（大分地方検察庁検事正）同　土持　敏裕
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁次席検事を命ずる
法務総合研究所福岡支所長に併任する
（大阪地方検察庁堺支部長）同　竹内　司
大分地方検察庁検事正に配置換する
（大阪高等検察庁公安部長）同　杉浦三智夫
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁堺支部勤務を命ずる
大阪地方検察庁堺支部長を命ずる
（福岡高等検察庁総務部長兼法務総合研究所福岡支所教官）
検事兼法務教官　中條　隆二
大阪高等検察庁検事に配置換する
大阪高等検察庁公安部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所福岡支所教官）の併任を解除する
（金沢地方検察庁検事）検事　竹内亜紀子
横浜地方検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事）同　沖原　史康
福岡高等検察庁検事に配置換する
福岡高等検察庁総務部長を命ずる
法務教官（法務総合研究所福岡支所教官）に併任する（以上十二月十九日）
（福岡地方検察庁検事）検事　重名　紫穂
辞職を承認する（十二月二十二日）

最高裁判所

仙台高等裁判所判事　田村　幸一
仙台地方裁判所判事に補する
仙台地方裁判所長を命ずる
盛岡地方裁判所判事兼盛岡家庭裁判所判事　宮岡　章
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事　長谷川　誠
盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所長を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
盛岡家庭裁判所長を命ずる
千葉地方裁判所判事　藤山　雅行
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
簡易裁判所判事　藤山　雅行
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事　舘内比佐志
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　志田　博文
千葉地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
千葉簡易裁判所判事に補する（以上十二月二十二日）

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、フィリピン国で発生した台風による災害にかんがみ、十二月二十六日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月28日

岩手労働局長　小林　健

第４号中「１時間717円」を「１時間720円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月28日

岩手労働局長　小林　健

第４号中「１時間701円」を「１時間703円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年３月10日から効力を生ずる。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月28日

岩手労働局長　小林　健

第４号中「１時間705円」を「１時間709円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年12月28日

岩手労働局長　小林　健

第４号中「１時間708円」を「１時間711円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年３月12日から効力を生ずる。